

令和元年度

第12回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会総会議事録

令和2年3月6日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、令和元年度第12回農業委員会総会を大多喜町役場本庁舎第3会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
議案第4号 令和2年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について

## <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について  
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について  
報告第4号 認定電気通信事業者による事業計画について  
報告第5号 時効取得を原因とする農地について

## <出席委員>（9名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 2番委員：佐川順一郎 | 3番委員：森 紀久嗣 |
| 4番委員：鈴木孝一  | 5番委員：渡辺忠洋  |
| 6番委員：吉野公博  | 7番委員：浅野幸男  |
| 8番委員：山口 豊  | 9番委員：矢代とみ江 |
| 10番委員：押元康郎 |            |

## <欠席委員>

- 1番委員：加曾利益弘

## <出席職員>

- 事務局長 西川栄一 事務局 加曾利英男

開 会（午後 2 時 0 2 分）

事務局長（西川）

本日はお忙しいところ、ご出席を頂きありがとうございます。只今から令和元年度第 1 2 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は 9 名の出席を頂いておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

なお、1 番の加曾利委員は本日都合により欠席との連絡を受けておりますので、報告いたします。

それでは大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定により押元会長に議長をお願いします。

よろしくをお願いします。

（押元会長あいさつ）

議長（押元会長）

それでは、議事日程 3 の議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。5 番委員の渡辺委員と 6 番委員の吉野委員をお願いします。

それでは早速ですが議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を受けた後、発言されるようお願いします。

議案第 1 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局（加曾利）

2 ページをお開きください。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和 2 年 3 月 6 日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 2 8 所在・地番 下大多喜地先、地目 畑、地積 4 8 5 m<sup>2</sup>、権利者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、義務者 茂原市〇〇〇〇 〇〇〇〇、事由 譲受人 宅地に隣接する土地であるので、買い受けて畑として使用したい。譲渡人 耕作できないので、売り渡したい。権利内容 売買による所有権移転です。

番号 2 9 所在・地番 笛倉地先、地目 畑、地積 4 9 1 m<sup>2</sup>、

権利者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、義務者 東京都府中市〇〇〇〇 〇〇〇〇、事由 譲受人 自作地に近いので譲り受け、畑として使用したい。譲渡人 耕作できないので、譲り渡したい。権利内容 売買による所有権移転です。

番号30 所在・地番 筒森地先計14筆、地目 田及び畑、地積合計7,891㎡、権利者 木更津市〇〇〇〇 〇〇〇〇、義務者 茂原市〇〇〇〇 〇〇〇〇 事由 譲受人 申請地を買い受け、野菜及び果樹を栽培したい。譲渡人 相続放棄のため、相続財産管理人として農地を処分したい。権利内容 売買による所有権移転です。

売買価格については3件とも決まっていないとのことです。

番号30につきましては、大多喜町〇〇に住んでおられた〇〇〇〇氏が平成28年5月に亡くなりまして、相続人が相続しないため、相続人不存在の状態となっていました。

その後、おそらく国道の用地買収のためと思われるが、夷隅土木事務所長が相続財産管理人選任の申し立てをし、令和元年7月19日付けで千葉家庭裁判所一宮支部で審判がありました。

審判の内容としましては、亡〇〇〇〇氏の相続財産管理人として茂原市〇〇〇〇に事務所を構える、司法書士の〇〇〇〇氏を選任し、手続き費用は申立人の負担とする内容です。

今回の申請は、この〇〇〇司法書士が、相続財産管理人の職務の一環としまして、管理する相続財産のうち、農地分について売却処分するため、申請をしたもので、許可されれば、裁判所と協議のうえ、売買価格を決定し、売却したいとのことでした。

権利者の〇〇さんは今年の1月から木更津市にお住まいですが、借家ですので、申請地を取得できれば、〇〇〇〇さんが住んでいた住宅が申請地のそばにありますので、そこに住みたいとのことです。

なお、申請地では白菜や大根、また梅を栽培したいとの営農計画になっています。

また、権利者の〇〇さんは茨城県の結城市に畑7筆、17,818㎡を所有し、結城市の農業委員会が発行した耕作証明書が申請書に添付されております。

権利者の〇〇さんから聞き取ったところでは、結城市の土地で人を雇用して白菜を栽培しており、木更津と結城市を行ったり来たりしているとのことでした。

なお、各申請の権利取得後の農業経営の実態につきましては、

4 ページに記載のとおりです。

また、許可することができないことを定めた、農地法第3条第2項各号に該当しないと思われ、許可の要件を満たしていると考えます。事務局からは以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。議案第1号、番号28については、9番委員の矢代委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。

矢代委員（9番）

2月26日の午後、権利者の〇〇さん立ち合いの下、現地調査を行ってきましたので報告します。場所は下大多喜台区で、県道大多喜一宮線から町道に入り、消防小屋の5～6m先を右折し、20m位進んで今度は左折します。町道奥台・台線の左側にあたります。

申請地は権利者の自宅の前にあり、60cm位下がっており槇の木を植えてありますが、切るとのことです。元々畑として利用していたところで、すぐにでも作物を作れるところで問題はないと思われしますので、ご審議をお願いします。

議長（押元会長）

ご苦労様でした。矢代委員からの現地調査の報告が終わりました。質問のある方は発言をお願いします。

「異議なし」の声あり

議長（押元会長）

質問が無いようですので番号28については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（押元会長）

異議なしと認め番号28については、許可することと決定します。

押元委員（10番）

次に番号29につきましては4番委員の鈴木委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。

鈴木委員（4番）

場所は国道465号を黒原から中野方面に向かいまして、笛倉橋を渡りまして町道黒原上野線を500m位進みますと左手に権利者の〇〇さんの自宅がございましてその先です。田んぼが2

枚あり、3枚目が畑になっておりその場所です。耕耘してありまして、多少ネギが植わっておりました。畑として利用するという事で何ら問題はないと思います。

議長（押元会長）

ご苦労様でした。鈴木委員からの現地調査の報告が終わりました。質問のある方は発言をお願いします。

（質問等なし）

議長（押元会長）

質問が無いようですので番号29については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（押元会長）

異議なしと認め番号29については、許可することと決定します。

次に番号30につきましては2番委員の佐川委員が現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。

佐川委員（2番）

2月23日、8時30分から事務局、行政書士の〇〇さんと3名で現地調査を行ってきました。場所は分りずらいと思いますが、国道465号の老川十字路を亀山方面に向かいます。そして新しい筒森トンネルを過ぎまして200m位進んで左折した右側に〇〇〇〇番がございます。そしてトンネルを過ぎて左折しないで直進し、亀山方面に更に進んでいただいて300m位進んでいただくと「もみじ谷」の入口があります。そこを左折し300m位進むとY字路になっていますが、そこを右方向に坂道を進んだところが申請地になります。大きく分けて2箇所になります。

地図を見ていただいて、〇〇〇〇は耕地整理した水田になりまして2年ほど前までは耕作されておりました。しかしながら今は休耕ということになっておりました。〇〇〇〇は去年の災害で土砂が入っているような状況で水稻の耕作はどうかなという状況でした。〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇は「かや」などが繁茂しておりまして、小さな木も生えておりましたが、刈り取れば果樹を植えるのは可能かなと思います。地図の左下に7筆ありますが、これは畑で耕作されておりました、一部野菜が作られておりました。そして隣に〇〇〇〇というのがあると思いますが、ここはやはり「かや」が繁茂しておりましたが、きれいに刈

り取られて管理されておりました。

この近辺ですが、住民の方が草刈りを実施しており、法面などはきれいになっている状況でした。いずれにしましても相続放棄という状況の中で、このままでは荒廃していきますので、売買による所有権移転というのは問題なからうかと思しますので、審議をお願いします。

議長（押元会長）

ご苦労様でした。佐川委員からの現地調査の報告が終わりました。質問のある方は発言をお願いします。

森委員（3番）

問題はないと思いますが、これからこういう財産がでてくるとどういうふうに処分するのか。

事務局（加曾利）

今回の場合、〇〇〇〇さんには子供さんがいらっしゃるのですが相続人がいないわけではないのですが、相続をしないということで、相続人不存在ということになっています。今回はたまたま、用地買収の関係と思いますが、県が財産管理人をたてたということですが、だれもいなくなると最終的には国のものになるのでしょうかけれども、今、誰も相続しない土地が増えていることが報道されていますが、財産管理人をたてない場合はどうしようもないと思います。

渡辺委員（5番）

今の話で補足しますが、人が亡くなって相続人がいないとほったらかしになってしまいます。関係者と検察が申し立てをすれば相続財産法人を設立できます。今の法律ではそれだけです。

相続人がいないと世間では国有になると言っていますが、手続きをしないと国有にはなりません。今回は夷隅土木事務所長が関係者で申し立てをしたんですね。処分の内容にもよりますが50万円から100万円の預託金を納めないと裁判所で扱ってくれないんですね。

今回はたぶん土地だけで他の財産は無かったのでしょうからだいたい100万円位かかるのではないのでしょうか。それを土木事務所は予算を組んで金を払うんですね。それで裁判所は書類がオーケーになると財産管理人を任命します。そして財産管理人と土木事務所が契約して土地の買収が成立するわけです。

管理人は他の土地もありますので、それをずっと保留しなければならないんですね。それで困ってしまうので売りたいのですが今なかなか買ってくれないんですね。ただでもいらないという場

合もあるので、今回は非常にいいケースでないかと思えます。  
もし誰も買ってくれないと財産管理人が持っていないといけないんですよ。それがいやなので千葉財務事務所に、引き取ってくれという申し出をするんですね。それで管理官が来てとってくればそれで終わりになるんですね。今15%位相続人がいないのがあるんじゃないですか。参考までに話をしました。

議長（押元会長）

他に質問のある方はお願いします。

(質問等なし)

議長（押元会長）

質問が無いようですので番号30については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（押元会長）

異議なしと認め番号30については、許可することと決定します。

議案第1号は以上です。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（加曾利）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転等の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和2年3月6日提出、大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。

番号39 所在・地番 久我原地先、地目 田、地積1,134㎡、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者 長野県佐久市〇〇〇〇 〇〇〇〇、義務者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、事由 申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したい、ということで転用を伴う所有権移転でございます。

土地の売買価格は1,100千円、施設の建設費は15,219千円、合計16,319千円で、このうち1,200千円を自己資金、残りの15,119千円を借入金で賄うとのことで、関係書類が提出されております。

次に番号40 所在・地番 横山地先、地目 田、地積1,057㎡、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者 愛知県名古屋



屋市〇〇〇〇 〇〇〇〇、義務者 千葉市中央区〇〇〇〇 〇〇〇〇、事由 申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置したい、ということで転用を伴う賃借権設定でございます。

資金計画ですが施設の建設費は12,430千円で全額を自己資金で賄うとのことで、関係書類が提出されております。

以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。議案第2号、番号39につきましては5番委員の渡辺委員が現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。

渡辺委員（5番）

2月28日金曜日、事務局と現地調査をしました。場所は国道297号、久我原交差点、廃業したラーメン屋がある交差点ですね。上り斜線大多喜方面の側道を約150m大多喜方面に下りますと左側に隣接しているのが現地です。国道本線からの高低差は約7～8m、側道からは50cmから1m位の高低差です。

1面を側道に接しておりまして、2面をL型に水路に囲まれております。この水路は排水です。残りの1面が農地に接続しています。水路を挟んで隣接する農地、現状は水路は確認できませんが、この農地は数年前から休耕しておりますが、荒れてはおりません。草刈り等の管理が良好でやる気があれば田んぼにも畑にもなる土地です。申請地につきましては昨年まで耕作しておりまして、いつでも田んぼにはできるという現況です。申請地と隣接する田んぼの〇〇〇、〇〇〇との高低差は約2mございます。

側道側の〇〇〇の三角地に約7本の植木が植えられており、高さが50cmから1m50位になっております。この植木を植えてある三角の土地と申請地とは大体同じ位の高低差です。本件土地は現在耕作した状態ですが、本事案に接続している土地所有者から太陽光発電に対して反対もなく、同意されているとのことなので、調査員としては転用を許可してよいと判断したのでご報告します。

議長（押元会長）

現地調査の報告が終わりました。この件について質問のある方はお願いします。

押元委員（10番）

渡辺委員さんにお聞きしますが、場所は〇〇〇がある付近ですか。

渡辺委員（５番）	その付近です。
押元委員（１０番）	ということは、勝浦方面に向かって右側ですね。
渡辺委員（５番）	その通りです。〇〇〇は申請地より１０ｍ位高いと思います。
議長（押元会長）	他に質問のある方はどうぞ。
	（質問等なし）
議長（押元会長）	質問が無いようです。番号３９については許可相当と決定することにご異議ございませんか。
	「異議なし」の声あり
議長（押元会長）	異議なしと認め、番号３９については許可相当と決定することとします。 続きまして番号４０については、７番委員の浅野委員に現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします
浅野委員（７番）	２月２８日に事務局と現地調査をしてきました。申請地は国道２９７号線の横山交差点を牛久方面に向かい左側に宝聚院の看板があります。それを左に曲がり５００ｍ位行ったところにＹ字路があり貯水池があります。そこを右に曲がり「わんぐり」したところがあり、そこが現地です。道路より１ｍ位下がり荒れ地となっています。隣接地の許可もあってあり何ら問題はないと思います。
議長（押元会長）	現地調査の報告が終わりました。この件について質問のある方はお願いします。
	（質問等なし）
議長（押元会長）	質問が無いようです。番号４０については許可相当と決定することにご異議ございませんか。
	「異議なし」の声あり

議長（押元会長）

異議なしと認め、番号40については許可相当と決定することとします。

議案第2号は以上です。

続きます、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（加曾利）

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。令和2年3月6日提出、大多喜町農業委員会会長押元 康郎。

大多喜町農用地利用集積計画案は別添のとおりです。また公告を予定する日は令和2年3月10日です。

件数は6件で、このうち更新が5件、更新と新規が一緒のものが1件で、全体の面積は15,733㎡です。なお、更新につきましては内容の説明は割愛させていただきます。

右上に整理番号がふってありますが、12ページをごらんください。

整理番号42です。4筆ありますが、一番上は更新です。利用権を設定する土地・利用権の条件ですが、宇筒原地先他3筆、地目 田、地積合計2,424㎡、水田として利用、利用権の設定期間が3年で、令和2年3月11日から令和5年3月10日まで、使用貸借権の設定です。

貸付者が大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借受者が大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇です。

なお、借り手の農業経営の状況は15、16ページのとおりです。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号41につきましては、3番委員の森委員に関係する案件ですので、大多喜町農業委員会会議規則第11条、及び農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、森委員は議事に参与できませんので退室していただき、この案件を先に審議したいと思います。森委員の退室を求めます。

(3番森委員退室)

議長（押元会長） それでは先に番号41を審議したいと思います。質問のある方は発言をお願いします。

(「異議なし」の声あり)

議長（押元会長） 異議なしの声がありましたがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長（押元会長） 番号41について原案通り決定することの異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（押元会長） 異議なしと認め番号41について原案通り決定することとします。森委員の入室をお願いします

(3番森委員入室)

議長（押元会長） それでは番号41以外の案件について審議したいと思います。質問のある方は発言をお願いします。

(「異議なし」の声あり)

議長（押元会長） 質問がないようですので、番号39、40、42、43、44については原案通り決定することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（押元会長） 異議なしと認め、議案第3号の番号39、40、42、43、44については原案通り決定することとします。  
議案第3号は以上でございます。  
続きまして議案第4号「令和2年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局（加曾利）

議案第4号 令和2年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について。下記のとおり令和2年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金定めたいので、その可否について意見を求める。令和2年3月6日提出、大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。令和2年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金案は別添のとおりです。

18ページをお開きください。まず農作業標準賃金ですが、水田作業が7,700円、畑作業が7,600円でいずれも1日当たり、実働8時間です。

次に機械による農作業標準料金ですが、水田耕起が耕運機6,500円、トラクターが6,000円で10アール当たりです。

水田代かきが耕運機7,500円、トラクターが7,000円で10アール当たりです。

育苗が緑化640円、硬化が880円でいずれも1箱当たりで、税込みです。田植機による田植が6,600円で10アール当たりです。バインダーによる刈取りが8,000円で10アール当たりです。ハーベスターによる脱穀が6,500円で10アール当たり、コンバインによる刈取り、脱穀が17,100円で10アール当たりです。乾燥が普通が1,000円、生が1,900円で60kg当たりです。粃摺りが800円で60kg当たり、畦塗りが50円で1m当たりです。以上が案でございます。

それでは資料として議案とともに事前に配布させていただいた3枚つづりの資料をご覧ください。

まず1ページですが平成26年度からの推移を記載してあります。数字を黒く薄く塗ってあるのは、その年に改訂した金額です。例えば平成31年度はトラクターによる水田耕起を5,900円から6,000円に上げてあります。一番下の畔塗りを49円から50円に引き上げております。

令和2年度の金額でございますが、参考としております千葉県農業会議で作成した資料につきましては2ページから4ページに記載してありますが、4ページの中ほどに記載してありますバインダーによる刈取りを除いて、昨年と賃金も料金も金額の変更がございませんでした。

このような中で本町の金額を決定したいと思いますが、案としまして、まず農作業賃金ですが、水田作業を1日7,500円から7,700円に、畑作業を1日7,400円から7,600円

に引き上げとしました。

理由としましては、2ページの右の表をご覧くださいと思いますが、現在の千葉県の最低賃金が1時間当たり923円となっています。前年度に比べ3.13%の引き上げになっています。これが来年度に今年度と同じ率で引き上げられますと、1時間当たり約951円程度になりますので、これを見込んで引き上げるものです。なお、仮に最低賃金が951円になりますと1日8時間労働として、7,608円となり、7,600円でも最低賃金を下回ることとなりますが、最低賃金の適用は10月1日なので、これ以降の水田作業はあまり考えられないかと思われます。また、これだけ最低賃金が上がらないかもしれませんし、上がった場合は再度改正すればいいので、来年度の状況を見て検討したいと思います。

次に育苗についてですが、農協の料金と合わせまして、緑化が1箱637円から640円に引き上げ、硬化が1箱874円から880円に引き上げとしました。

なお、昨年まで備考欄に「運搬は含まない」と記載していましたが、農協の場合は、税込みで配達してくれてこの価格ということですので、備考欄には分かりやすいように「(税込み、配達)」と記載しました。配達というのは指定された場所までという意味ですが、不都合があれば修正したいと思います。

次にコンバインによる刈取り、脱穀を現行の17,000円から17,100円に引き上げとしました。

理由としては平成28年度に100円引き下げ、それ以降変えていないため、100円の引き上げをするもので、その他の料金については据え置きとしました。

なお、耕運機による水田耕起やバインダー、ハーベスターも長期間変えていませんが、実際の作業委託が少ないのではないかと思われますので、今回も見直しをしておりません。

以上が事務局からの案ですが、参考に行っている農業会議の資料にしましても、区画整理した30アールの田を想定して積算しており、町の料金とは根拠的にも当てはまらないものがありますが、何か参考にしなければいけないので農業会議の資料を参考としております。このようなことですので、あくまでも標準として定めるものですので、必要があれば修正の上、議決していただいで差支えないと考えておりますので、ご検討いただきたいと思っております。以上です。

議長（押元会長） 事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いします。

吉野委員（6番） 資料の地域別農作業標準賃金で、外房が一番安いのはどうしてですか。

事務局（加曾利） 農業会議が作ったものですが、例えばそれぞれの地域の大工さんの手間とか、職人の手間とか、調査して作っていると思います。最低賃金も都道府県で違いますし、その地域の実情を勘案して作っていると思いますが、いずれにしてもこの地域が一番低くなっています。細かい根拠については分析しておりません。

議長（押元会長） 他にご質問のある方はお願いします。

事務局（加曾利） 補足しますが機械の作業料金の方の農業会議が作った資料では、労働賃金は一律10,000円です。

（「問題ないと思いますが」の声あり）

議長（押元会長） 他に質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

事務局（加曾利） 先ほど話したとおり、育苗のところに「(税込み、配達)」と書きましたが、これでよろしいでしょうか。これまでは「運搬は含まない」と書いてありましたが、意味が分かりづらいので。例えば吉野委員は苗を頼まれたことはありますか。

吉野委員（6番） うちはありません。

（「相対で決めることなので、書かない方がいいんじゃないですか」の声あり）

議長（押元会長） この件については他に質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（押元会長） 質問がないようですので議案第4号については、原案のうち育

苗のところの「配達」を削除の上、決定することとして異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（押元会長）

異議なしと認め、議案第4号については原案のうち育苗のところの「配達」を削除の上、決定することとします。

議件は以上をもって終わります。

それでは報告事項について、事務局よりお願いいたします。

事務局（加曾利）

報告事項の件ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止ということで、町でもいろいろ会議を行いまして、みんなが集まる会議は自粛しようということとになっています。ただ、農業委員会を行わないわけにはいきませんので仕方がないのですが、なるべく時間を短縮しようということでもありますので、大変申し訳ありませんが、報告事項は記載のとおりですので個々の説明は割愛させていただきます。ただ、報告第3号の公共事業による廃土処理については、農業委員さんが場所が分からなくて困ると思いましたので、事前に位置図を配らせていただきました。これからもこのようにさせていただきたいと思えます。

事務局からは以上です。

議長（押元会長）

それでは事務局から説明がありましたとおり、文書を熟読してご理解賜りますようお願いいたします。以上をもちまして第12回総会を終了し、議長の職を解かせていただきます。

事務局（西川局長）

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

閉 会（午後3時17分）



以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月6日

議長 押元 康郎

署名委員 渡辺 忠洋

署名委員 吉野 公博